

島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の 制定について

1 制定理由

令和5年4月1日に施行される改正後の法において地方公共団体に法が一律に適用されることとなったため、現行の島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項を定める法律施行条例を制定するもの。

2 要旨

(1) 実施機関（第2条）

広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員

(2) 開示請求にかかる手数料（第3条）

無料（写しの作成及び送付に要する費用については実費

(3) 開示決定等の期限（第4条）

請求があった日から起算して15日以内（延長できる期間30日以内）

(4) 個人情報保護審査会

- ・ 諮問事項 条例の規定を改正し又は廃止する場合等で、個人情報の適正な取扱いを確保するため意見を聴くことが特に必要な場合
- ・ 審査会委員 広域連合情報公開審査会の委員をもって充てる。

(5) 経過措置

- ・ 現行条例で定めている職員等が負う守秘義務及び適用される罰則
- ・ 現行条例が廃止される前になされた開示請求等に関する取扱いなど

3 条例

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日